

岡山県子ども・子育て支援事業支援計画に関する中間年の見直し 説明資料 (「岡山いきいき子どもプラン2015」の一部改定)

1 事業計画の趣旨

平成27年度に本格施行された「子ども・子育て支援新制度」では、市町村が、地域のニーズに基づき、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の提供について「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町村計画」という。）を策定し、これに基づいて給付・事業を行うこととされている。

一方、県は、事業主体となる市町村の事業計画を踏まえて「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「県計画」という。）を策定し、計画的に提供体制を確保するほか、市町村の区域を超えた広域的な調整、保育等の人材確保及び資質の向上、並びに要保護児童の養育環境の整備等の専門的な知識及び技術を要する支援等を行う役割とされている。

「岡山いきいき子どもプラン2015」（計画期間：平成27～31年度）は、上記の県計画として、子ども・子育て支援法に基づく基本指針^{*1}に沿って策定している。

* 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

2 改定の理由・必要性

国の基本指針では、市町村計画において計画に掲げる見込み量と実績とが大きく乖離する場合には、計画を見直すこととされており、その状況等を踏まえ必要がある場合は、県計画の見直しを行うこととされている。

本年度は、平成27年度から5年間の現行計画の中間年にあたることから、全市町村で計画見直しの検討を行った結果、岡山市、倉敷市、笠岡市、総社市、浅口市、瀬戸内市、早島町、里庄町、矢掛町及び美咲町の6市4町で市町村計画の改定を行っており（このうち総社市及び美咲町は近く改定を行う見込み。）、これに対応して県計画のうち「量の見込み」と「確保方策」に関する部分を改定することが必要と認められる。

このため、子ども・子育て支援法第62条第5項の規定により子ども・子育て会議に諮り、意見を聴取するもの。

3 改定案の内容

（1）教育・保育の量の見込みとその確保方策

① 趣旨

市町村計画は、原則として次の4区分のいずれかで、平成28年4月1日時点における実績値（人数）と量の見込み（人数）に10%以上の乖離があった場合に見直すこととされている。

【4区分】

- ① 1号認定子ども（2号認定子どもを除く3歳以上の就学前の子ども）
- ② 2号認定子ども（保育が必要な3歳以上の就学前の子ども）
- ③ 3号認定子ども（保育が必要な3歳未満の子ども）のうち0歳児
- ④ 3号認定子どものうち1、2歳児

見直しを実施する市町村では、女性の就業率の増加や、宅地開発等による社会増などを改めて見込んだ上で計画を見直している。

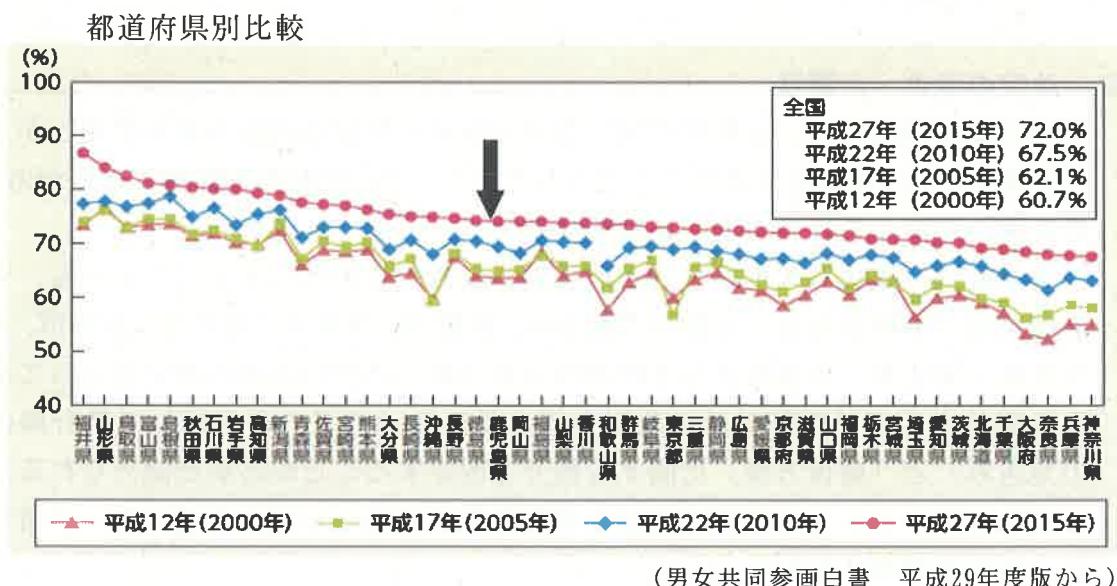
現行の県計画は市町村計画の数値を積み上げて計画しており、今回の改定も同様の方法により行う。

【参考】

保育ニーズと相関関係にある25～44歳の女性就業率は上昇を続けており、幼稚園の利用ニーズが減少し、保育ニーズが増加する傾向にある。

（参考）女性の就業率（25～44歳）の推移

	平成27年	平成22年	平成17年	平成12年
岡山県	74.1	68.3	65.2	63.7
全 国	72.0	67.5	62.1	60.7



特に岡山市、倉敷市などの都市部では、保育サービスの供給が、ニーズ増をカバーできず、待機児童が発生している状況にある。

なお、国では来年度からスタートする「子育て安心プラン」において、平成32年度までの3年間で女性就業率80%に対応できる32万人分の受け皿を整備し、平成32年度までに待機児童を解消する方針としている。

② 改定案の概要

■量の見込み（保育ニーズ）

- ・幼稚園部分 → 下方修正
- ・保育所部分 → 上方修正

■確保方策（受入能力）

保育の受け皿整備を加速させる計画となっている。

- ・幼稚園部分 → 30年度は下方修正、31年度は上方修正
上方修正された31年度も含め、定員は減少傾向。
- ・保育所部分 → 0歳児の部分のみ下方修正、他の年齢層は上方修正。

【県下の保育の受入能力（市町村計画の集計）】

計画年次 \ 年齢階層	0歳	1-2歳	3-5歳	合計
H29年度	4,441	15,065	26,274	45,780
H30年度	見直し前	4,491	15,202	26,515
	見直し後	4,323	16,575	28,639
H31年度	見直し前	4,886	15,871	28,498
	見直し後	4,556	17,274	29,300
				51,130

③ 改定案

資料1-2 1ページ、4~13ページのとおり

(2) (認定こども園の) 県区域ごとの目標設置数

① 趣旨

認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、県がその設置を推進する立場から、県計画において県内の目標設置数と設置時期を記載することとされている。

特に岡山市・倉敷市において本年度までの設置実績が目標設置数を大幅に上回っているため、この2市を中心に、現状と市町村の設置方針を踏まえて目標設置数を修正する。

② 改定案

資料1-2 2ページのとおり。（岡山市・倉敷市分も含めて計画する。）

(3) 需給調整に関する上乗せ数値

① 趣旨

保育所・認定こども園の認可・認定は、原則として供給過剰の地域においては行わないことができる（需給調整）とされている。

ただし、既存の幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合は、移行を促進する観点から、供給過剰地域においても移行できるよう、見込まれる最大需要に、県が定める一定数（都道府県計画で定める数）を加えることにより供給不足とみなしう。

認可・認定できるよう措置することされている。

- 保育所・認定こども園・地域型保育事業の認可・認定は、計画上の需要と供給の状況に応じて以下のとおり。

需要(量の見込み) > 供給(確保の状況) ⇒ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) ⇒ 認可・認定を行わないことができる(=需給調整)

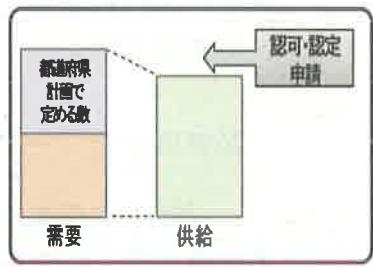
- 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

→ 需要 + 「都道府県計画で定める数」 > 供給

⇒ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

※ この「都道府県計画で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。設定に当たり、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。

※ 幼保連携型認定こども園については「指定都市・中核市の計画で定める数」。



(内閣府資料から)

市町村計画の中間見直しの結果を受け、需要と供給の状況を示す数値に変動が生じたため、県計画で定める数 (=「需給調整に関しての上乗せ数値」) を修正する。

併せて、法改正により認定こども園の認可・認定の権限が移行する岡山市分を、同様に県の需給調整の対象から外れている倉敷市分と併せて、県計画の数値から除外する。

積算：次表のように、岡山市・倉敷市を除く県内の市町村では、平成31年度において、2号・3号認定が2,457人の供給過剰となることが見込まれているため、「上乗せ数値」はこれを上回る2,500人と設定する。

「①量の見込み（ニーズ）」と「②確保方策（受入能力）」との差（②-①）

		全県計	岡山市・倉敷市	他の市町村
2号認定	H30年度	3,143	1,503	1,640
	H31年度	3,653	1,921	1,732
3号認定 (0歳)	H30年度	▲ 24	▲194	170
	H31年度	71	▲133	204
3号認定 (1~2歳)	H30年度	▲ 55	▲463	408
	H31年度	259	▲262	521
合計	H30年度	3,064	846	2,218
	H31年度	3,983	1,526	2,457

② 改定案

資料1-2 3ページのとおり。(今回、岡山市・倉敷市分は数値から除外する。)